

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時頃、A会社B支社の派遣社員として、派遣先である会社Cに出勤のため、自宅からD駅に向かっていたところ、横断歩道を歩行中に曲がってきた車に追突された（以下「本件事故」という。）。請求人は、本件事故により救急搬送されたE病院において「頸椎捻挫、外傷性頸部症候群」等と診断された。請求人は、自動車損害賠償責任保険により加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、治ゆ後、「腰椎椎間板症、耳鳴症、突発性難聴、視力低下等」を発症したとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日付け及び同月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。請求人

は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決をした。

また、請求人は、本件事故による外傷性頸部症候群が長期に続いたことが原因で「うつ病」を発病したとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は通勤上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更に当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決をした。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 平成〇年〇月〇日付けF医師作成の診断書によると、請求人の傷病名は「外傷性頸部症候群、頭部・右肘・胸腹部打撲」であり、治ゆ時点での障害の状態は「左上肢～前腕～手背手掌のしびれ。右手掌のしびれ。」と認められる。一方、請求人は、「首から肩、背中、腰の痛み、手足のしびれ」等を主張しているので、以下、検討する。
- (2) 主治医であるF医師は、上記診断書において、「腱反射異常なし。上下肢の明らかな筋力低下を認めず。頭部・頸椎・右肘・胸腹部に明らかな骨傷なし。

C5～C7の軽度の脊柱管狭窄と椎間板変性+。特記すべき可動域制限なし。」と述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「頸部及び腰部に各々神経症状が残存している。頸部に由来する左上肢、腰部に由来する左下肢に各々神経症状が残存している。頸部及び腰部のX線上で骨傷は認めず。」と述べ、頸部及び胸腰部の、可動域制限も認められないとしている。

(3) 当審査会において、医証等関係資料を精査したが、G医師の上記意見は妥当であり、請求人に残存する障害は、頸部及び頸部に由来する左上肢の神経症状と腰部及び腰部に由来する左下肢の神経症状であり、その障害の程度は、それぞれ障害等級第14級の9に該当し、同一系列に属する二つ以上の障害が認められることから、併合の方法を用いて準用第14級となると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした、障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。